

維持管理計画書

維持管理計画

1. 基本計画

- ① 産業廃棄物処分業務において適正な運営管理を行い、施設周辺の環境汚染防止につとめ、環境保全に万全を期す。
- ② 管理業務は、廃棄物処分責任者・技術管理者を中心に施設および各種機器類の運転管理・環境整備等、各担当作業に熟知し、その業務にあたる。

2. 産業廃棄物の受入

廃棄物処理依頼 → 委託契約（品名・性状等を確認する） →
処分場へ搬入 → 計量（トラックスケール計量・容姿確認） →
展開検査（係員によるマニフェスト・内容物の確認、受入不可の時は再積み込み持ち帰り） → 受入可ならば最終処分場埋立場所へ搬入 → 埋立
→ 覆土（搬入車は荷下ろし後、空車計量を行う。）

又、汚染の未然防止及び早期発見等による維持管理の強化として、7.自主管理(P6-7-1)の1)受入管理に明記しました。

3. 管理項目

① 廃棄物の受入・飛散・流出の防止

廃棄物飛散防止として、30cm 間隔に有刺鉄線を張った飛散防止柵を設置するとともに、廃棄物受入時に廃プラスチック・ゴムくずなどは概ね15cm 以下に裁断され小片化していることを確認した後に埋め立てる。（15cm 以上のものが含まれる時は、受入を拒否する。）

埋立は小片化して軽いものは下に入れるようにし、転圧を十分に行う。埋立時に埃が飛散する時は必要に応じて散水ホースまたは散水車等で散水を行う。廃棄物は堰堤より高く盛り上げない。

技術管理者は一日一回処分場を巡回し、飛散防止柵の状況・廃棄物の受入状況の検査を行い、柵の破損は直ちに修理を、廃棄物の受入については受入品目の管理を厳重に行う。また、搬入車が場外へ出る前に洗車設備を必ず通過して土砂・廃棄物等が公道へ持ち出されないようにする。

② 悪臭発生の防止

安定型 5 品目のみの受入であり、原則として悪臭は発生しない。

万一悪臭が発生した時は、技術管理者は、消臭剤の散布・覆土等を行う。

③ 害虫の防除

安定型 5 品目のみの受入であり、原則として害虫等は発生しない。

技術管理者は一日一回処分場を巡回し、害虫等の発生の恐れがある廃棄物を認めた時は、事前に殺虫剤の散布等の予防措置を講ずるようにする。

殺虫剤の散布を行っても、害虫が発生した場合は速やかに廃棄物が見えなくなる程度の厚さ（15～50cm 程度）の覆土を行う。

④ 浸透水の処理および測定

安定型 5 品目のみの受入であり、原則として有害排水等は発生しない。また、処分場への降雨は処分場内へは帯水せずほとんどは地下浸透するが、余剰水は浸透水採取設備（暗渠工）から No.2 集水柵工を経て処分場外へ排水される。水質分析用試料は同上柵工から採取する。ただし、先行して No.3 集水柵工の集水域に廃棄物を埋立している時期は、No.2 集水柵工集水域からの雨水の影響をなくすために、No.3 集水柵工を浸透水採取場所とする。技術管理者は一日一回以上浸透水採取設備を巡回し、浸透水の悪臭・水質等を点検・測定項目にそって管理されていることを確認する。

浸透水に異状が認められた時は、浸透水の排水を中止し、過去の受入内容物の確認もしくは受入を中止し、原因物の除去等の適切な措置をとる。

又、汚染の未然防止及び早期発見等による維持管理の強化として、7.自主管理(P6-7-2)の 2)水質管理に明記しました。

⑤ 発生ガス対策

安定型 5 品目のみの受入であり、原則としてガスは発生しない。

技術管理者は一日一回以上巡回し、万一ガス発生等の異状が認められた時は、過去の受入内容物の確認を行い、原因物の除去等の適切な措置をとる。

⑥ 地滑り（盛土崩壊）防止対策

盛土部外側のり面にはファイバー種子吹き付工により、のり面保護を行い、降雨時の表面土砂の流出を防止する。ファイバー種子吹き付工のみで保護が不十分な場合は、トリカルネットを法尻に施工するなどの措置を行う。技術管理者は降雨中・降雨後にはのり面を随時巡回して、のり面の状況を把握する。のり面の不良箇所を発見した時は遅滞なく不良土を取り除き、良土と置換するなどの措置を講じて堰堤の保護に努める。

⑦ 埋立地盤の監視

技術管理者は最終処分場建設時に処分場の底面・斜面等の地盤の確認を行い、不良箇所は良質土に置換する等の指示を行う。埋立中は地盤の変位等に起因する築堤の変化を日常点検において目視等により監視する。埋立終了後は処分場表面の沈下量の測定を年1回以上行い、記録して保管する。

⑧ 埋立・覆土作業中の安全管理

安全管理規定を定め、作業中の災害発生の防止に努める。技術管理者は一日一回以上処分場を巡回し、安全管理規定どおり作業が行われているか確認し、不安全行為者を発見した場合はその場で注意を与え、その結果を日誌に記載し記録・保管する。

3回以上注意を与えた作業者は社長に報告して、入場禁止等の処置を講ずる。

⑨ 作業重機等の騒音防止

作業に使用する重機類は、低騒音タイプのものも使用するが、土堰堤内の作業であり外部への騒音漏れは少ない。使用重機は常に整備点検を行い、最良の状態を使用する。運搬車には規定重量以上の過積みを禁止し、場内運行速度は10km/時以下とする。

⑩ 粉じん発生の防止

受入作業中に粉塵が発生する恐れのある廃棄物は、バックホーでできるだけ下部に入れるようにする。搬入道路・場内道路等に粉塵が発生する恐れがある場合には、適宜散水等を行う。

⑪ 浸透水の水質検査

浸透水の水質検査は地下水等検査項目を1年1回以上、BODについては埋立て処分中は月1回以上測定を行い、埋立処分が終了した埋立地においては3ヶ月に1度以上測定を行い、測定記録を事務所に保管する。

又、汚染の未然防止及び早期発見等による維持管理の強化として、7.自主管理(P6-7-2)の2)水質管理に明記しました。

⑫ 地下水の水質検査（水質検査項目について実施）

最終処分場の上流側および下流側に最終処分場底面以深に達するボーリング孔を設置し、埋立前に地下水検査項目を1回測定し、埋立開始後は年1回以上地下水検査項目について測定を行うとともに、塩化物イオン濃度と電気伝導率を月1回以上測定する。ダイオキシンについては道の指導により埋立開始から1～2年間は年1回以上測定する。測定記録は事務所に保管する

⑬ 水質に悪化が認められた場合の処置

技術管理者は浸透水・地下水の測定結果により、水質の悪化（基準値超過の場合）が確認された場合は、ただちに空知支庁地域振興部環境生活課に連絡するとともに排水を中止して、原因の調査および埋立を中止する等の必要な処置を講ずる。

⑭ 最終覆土後の水質検査

最終覆土後は、浸透水の水質が地下水検査項目の基準をみだし、BODが3ヶ月に1度以上の測定で20mg/l以下を満足した後に、廃止の手続きを行う。

⑮ 火災発生の防止

処分場内は火気の使用を禁止し、技術管理者は発熱等による火災防止のため、処分場内を巡回し、埋立物の発熱等に注意するほか、常設の消火器を管理事務所に2個・浸透水採取設備に1個配置し、常に使用できる状態で管理する。

⑯ 施設の機能保持

施設は常に点検・管理を行い、良好な状態で稼働を行うが、下記の場合はただちに清掃を行う。

イ) 浸透水採取設備の閉塞

浸透水採取設備がつまった時はただちに吸引清掃などを行う。

ロ) 場内排水工

場内の排水工は土砂・落ち葉などにより排水溝の能力が損なわれることが予測される時は、事前に排砂等の清掃を行う。

⑰ 管理記録の作成・保管・閲覧

技術管理者は後記の4. 施設点検項目にのっとり検査・測定および自ら行った処置について別添の管理記録に記録し、社長に報告すると共に、その記録を保管する。記録は各月ごとの結果を翌月の末日までに整理し、3年間閲覧に供する。当記録は最終処分場を廃止するまで保存する。

記録し、閲覧に供する項目等は下表のとおり。

閲覧に供する項目

項目	記録内容等
埋め立てた廃棄物	各月毎の種類及び数量・各月毎の展開検査の実施回数・展開検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着または混入が認められた年月日
擁壁・堰堤等	点検を行った年月日及びその結果・点検の結果損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
浸透水・周辺地下水	採取した場所・採取した年月日・水質検査の結果が得られた年月日・水質検査の結果・水質の悪化が認められた場合に生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日及び措置の内容
処分場の残容量	年1回以上測定した残容量

⑱ 埋立地への立ち入り

埋立地の周囲にはみだりに人が立ち入りできないように囲いをもうける。

⑲ 看板等の設置

産業廃棄物最終処分場であることを示す看板その他の設備は常に見えやすい状態にし、表示すべき事項に変更が生じた場合は速やかに書換その他必要な措置を講ずる。

⑳ 閉鎖した埋立地

閉鎖した埋立地については、覆土の損壊を防止するため、植林などにより現状回復する。

4. 施設点検項目

技術管理者は前述の管理項目の他、下記箇所を一日一回以上巡視・点検を行いその結果を日誌に記載すると共に、異状を発見した場合は直ちに本社に報告を行うと共に、遅滞なく修理を行う。

- ① 廃棄物搬入道路・場内道路の点検
- ② 道路側溝の点検・清掃
- ③ 浸透水採取施設の点検・清掃
- ④ 盛土法面の点検
- ⑥ 電気関係の点検
- ⑦ 飛散防止柵の破損の点検
- ⑧ 掲示板の視認性確保、汚・破損点検、現状表示事項の明記
- ⑨ その他前述 3. の管理項目に関する事項

本処分場における維持管理日報・点検チェックリストを次頁以降に示した。

5. 最終処分場残容量について

埋立開始後は毎年1回受け入れ廃棄物の種類と量、ならびに処分場残容量を測量した結果を所管官庁に報告するとともに、閲覧に供する。

6. 維持管理積立金

埋立終了後の維持管理のため、毎年定められた維持管理積立金を積み立てる。

7. 自主管理

当処分場の浸透水はサキペンベツ川に放流され芦別川に合流する。合流地点より下流 5.5 km に西芦別浄水場が存在する。このため汚染の未然防止及び早期発見等の対策が必要である。当社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律「産業廃棄物処理施設の維持管理」は基より、自主管理として、下記の受入及び水質の維持管理を強化していく考えであり、汚染の未然防止及び早期発見等に全力をつきします。

1). 受入管理

浸透水の汚染の未然防止及び早期発見等のために、搬入されてきた廃棄物について、下記の対応をする。そして受入を許可した搬入廃棄物の重量及び内容等必要なデータを収録し記録しておく。

(1) 展開検査

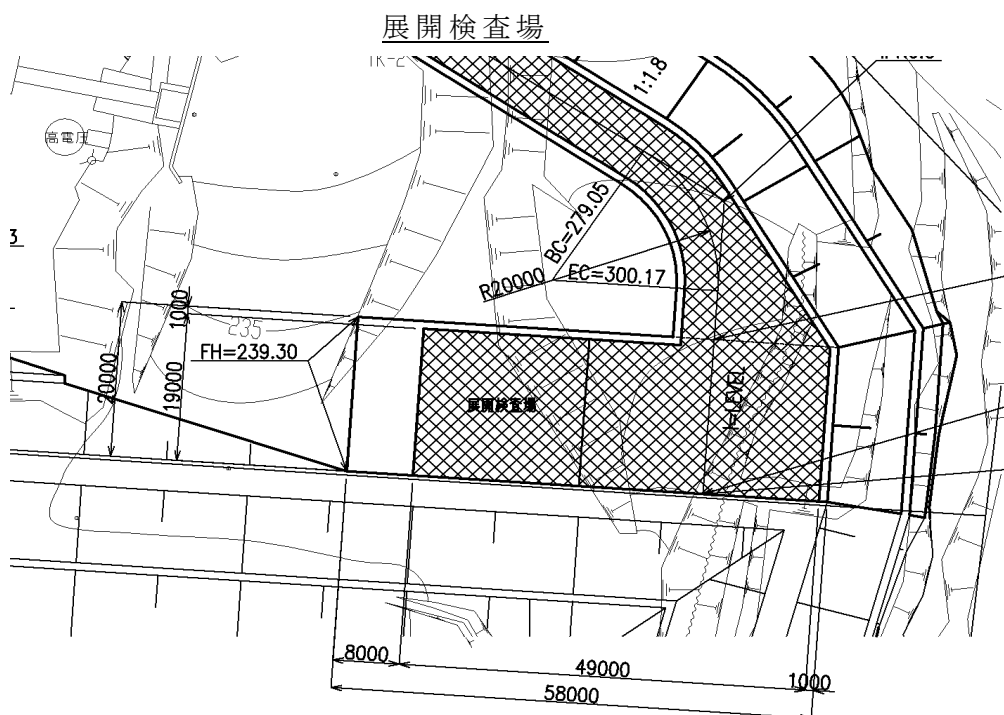
搬入された廃棄物は、展開検査場に積載物を下ろさせ、積載物が見える様に 30 cm 程度に敷均し、検査を行うものとする。そのために、展開検査場は広いスペースを確保し、下記の今まで経験してきた実例を基に検査を行うものとする。

- ① 解体物の中の木くず、紙くずなどの検査。
- ② 梱包されているものは、中身を取り出して検査する。
- ③ 農家のビニールの中に隠れているものがないか検査する。
- ④ 直接搬入の廃棄物(委託契約の無い排出者)は入念に検査する。
- ⑤ 夜暗い時に受け入れる廃棄物は、照明を付けて検査する。

(2) 埋立場所の決定

搬入された廃棄物の埋立場所を決定し、埋立位置を記録しておく。このことにより、水質の悪化が見られた場合、その廃棄物の埋立場所が明らかなので掘り起こす等の措置が容易に行える。

これらの検査は、埋立開始前に受入管理マニュアルを作成し従業員に対し指導するとともに、技術講習会等(資格の取得)へ積極的に参加し技術の向上を図っていきます。又、違反が見つかったときには、その内容をデータベースに記録しておく。そしてその廃棄物発生事業所や廃棄物運搬業者には搬入禁止などの措置を行う。



2). 水質管理

浸透水及び地下水の汚染に対する早期発見等について、下記の当社独自の設定を行い維持管理に努めます。

(1) 埋立開始前の水質調査

異常値が観測された場合の対応を早める上で、埋立開始前に、濁水期、増水期は基より、季節的な変動も考え以下の調査を数回行う。

1) 埋立開始前の調査箇所

- ① 沢水調査位置(地下水が調査結果、地上より 1～2 m に存在する)での沢水の水質調査。
- ② サキペンベツ川の浸透水流出直下流での水質調査。
- ③ 芦別川のサキペンベツ川合流地点直下流での水質調査。

2) 埋立開始前の調査項目

- ① 生活環境項目+(電気伝導率、塩化物イオン)
- ②、③水質防止汚濁法の基準項目である生活環境項目及び健康項目及び窒素・ダイオキシン類、③についてはさらに TOC

(2) 埋立開始後の水質調査

埋立開始後は上記の調査箇所に下記の日常調査位置図(図-1)にあります、浸透水調査位置(No1, No2)が追加されます。

1) 埋立開始後の調査箇所

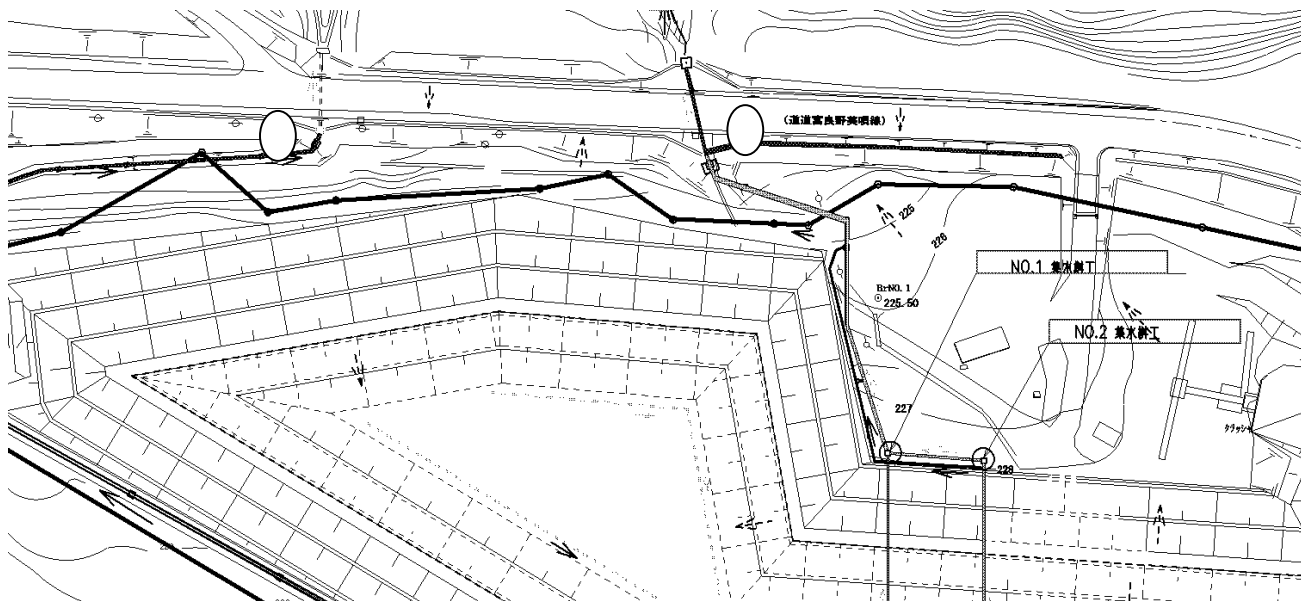
- ① 浸透水水質調査(No1, No2)
- ② 沢水の水質調査
- ③ サキペンベツ川の浸透水流出直下流での水質調査
- ④ 芦別川のサキペンベツ川合流地点直下流での水質調査

2) 埋立開始後の調査項目

- ① 日常調査項目 : 埋立開始後の調査箇所①及び②において、臭気及び色度を毎日監視し異常がないか確認する。
- ② 隔週調査項目 : 埋立開始後の調査箇所①及び②において、生活環境項目と電気伝導率、塩化物イオンの水質調査を、月に2回以上行う、採取のタイミングは浸透水の汚染が適格につかむことが出来ると考えられる降雨後に水質調査を行う。

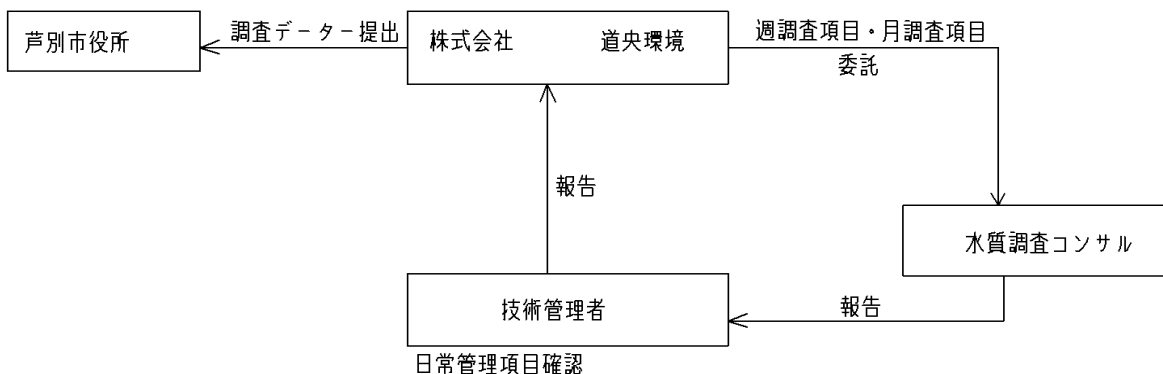
③月調査項目 : 埋立開始後の調査箇所③において月1回の生活環境項目と電気伝導率、塩化物イオンの水質調査、埋立開始後の調査箇所④において、月に1回の生活環境項目及びTOCの水質調査を行う、又、調査箇所③,④については、分析結果異常が出た場合は健康項目及び窒素、ダイオキシン類の水質調査を行う。

日常調査位置図(図-1) ※注 ◎は浸透水調査位置 ○は沢水調査位置



(3) 水質調査の維持管理体制

- ① 水質の監視は下記フローで行います。
- ② 水質調査については、第三者である水質コンサルタントに委託いたします。
- ③ 水質調査データについては芦別市に提出いたします。



また、万が一水質に下記に示す異常が確認された場合は、至急関連先に連絡するとともに受入を中止し、ただちに原因を追及し原因が確認され適正に処置されるまでは運営しません。

異常が確認された場合とは下記の状況と致します。

- ① 日常監視で浸透水及び沢水に異臭・色度の異常が観視された場合。
- ② 月に2度以上行う水質検査で浸透水が BOD 20 mg/L を超えた場合又は、悪化の傾向が見られた場合。
- ③ 月に2度行う水質検査で沢水が埋立開始前の BOD に比べ異常に高い数値を示した場合。
- ④ 月に1度行う河川水質検査で河川水が埋立開始前の BOD 又は TOC に比べ異常に高い数値を示した場合。

③、④の異常値の判断は浄水場管理者と処分場技術管理者の判断と致します。

また、法令上行う浸透水及び地下水の水質が基準値を超えた場合は、同上の処置となります。